

4.都市計画的な低炭素化の構想

- 1.当面の京都議定書の目標達成を図る上でも、また、ポスト京都の中長期目標達成のためにも、民生業務・民生家庭部門の削減対策がポイント。
- 2.民生業務・民生家庭の削減対策としては、まず建物や設備・機器の省エネの強化・徹底が重要であるが、これだけでは不十分。
- 3.このためには、これからの都市づくりに環境・エネルギー施策を取り込み、都市計画を舞台とした「低炭素街づくり」の全国展開を図ることが有効。
- 4.大都市対策としては、都市計画緊急整備地域を中心に未利用エネルギーや再生可能エネルギーの面的活用に必要となる管路などを地域共通の温暖化対策インフラとして整備。
これを活用した、「ローカーボンパイロット事業」を推進。(霞ヶ関、大手町、品川、京浜臨海など)
また、私鉄沿線等の駅を中心とする地区を高齢者社会の生活拠点として居住機能等の集積を図り、合わせて「低炭素街づくり」を実施。
- 5.地方都市対策としては、中心市街地においてはソフトな区画整理手法を活用して街区の再編・再構築を図り、福祉・生活サービスと街なか住宅を組み合わせた「低炭素街づくり」を展開。
例えば、地域バイオマス資源を活用したペレットボイラーと太陽熱利用のソーラーシステムを組み合わせた、面的地域エネルギーシステムの構築により、低炭素化、地域バイオマス産業の活性化、コンパクトタウン化を同時に実現。EUで行われているような全国運動とする。(ゼロカーボン化を果たしたところは表彰)
- 6.上記を体系的に実施するため、下記の取り組みを行う。
 - ①「ローカーボン・ゼロカーボン街づくり全国運動」
 - ②未利用エネ・新エネの面的活用に向けた共通インフラ整備支援(無利子等)
 - ③大都市民生業務部門の温暖化対策として共通オフセット手法及びオフセットの評価・登録を行う仕組みを構築(国内版CDM)
 - ④モデル自治体を公募し、そのネットワークで協働して運動を展開。

原則としてボトムアップ型として、地域における自治体・民間・NPOによるパートナーシップ組織で企画・実行。国は制度の改正・構築や規制緩和、資金援助などを実施。

4-1.大都市における低炭素化構想の基本的な考え方

